

公募型プロポーザル方式(企画型)

企業共創ARデザインマンホールによる周遊観光促進事業

企画運営業務委託仕様書

令和8年4月13日現在

沼田市都市建設部上下水道経営課

1 事業の目的

本事業は、沼田市(以下「本市」という。)下水道事業が抱えている老朽化対策及び維持管理コストの増大に対して、市内全域に設置され、日頃から目にすることの多い下水道資産(マンホール)に着目し、観光資源及び情報発信媒体として活用することより公共資産の価値の増大を図るものである。

また、本市における観光の課題である滞在時間の短さ及び周遊性の不足を解消し、「点」から「面」への観光転換を実現することを目的とし、AR技術を活用した企業共創型デザインマンホールを起点に、来訪者が能動的に地域資源を体験し、楽しみながら市内を回遊する新たな観光動線を創出するとともに、利用ログ等のデータ(以下「データ」という。)を収集・分析することで、観光客の行動を可視化し、EBPMに基づく戦略的な観光施策の展開を可能とする。

さらに、企業協賛を活用した官民共創スキームを構築することで、公費に依存しない持続可能な観光インフラの整備を推進し、「インフラのメディア化」による新たな価値創出と地域経済の活性化を図るものである。

2 事業の概要

(1) 概要

本事業は、市内の最大10カ所程度に設置を予定している企業共創型デザインマンホールにAR機能を付加し、観光資源の解説、企業PR及び観光資源の周遊を融合した新たなコンテンツを創出するものである。

本業務の実施にあたっては、以下の基準を満たすものとするが、本事業を円滑かつ効果的に遂行する上でやむを得ない変更は可能とする。

(2) 実施基準

- ・ ARプラットフォームは、スマートフォンでの利用を前提とし、Web、アプリケーション、またはその両方を使用して利用者がアクセスできること。
- ・ 対応環境はiOS及びAndroidの主要ブラウザとし、通信環境が不安定な場合でも最低限の機能が利用可能となる設計とする。

- ・ 対応ブラウザ:Chrome、Safari、Edgeのいずれも最新版
- ・ 対応OS:iOS14以降、Android10以降
- ・ 推奨端末:カメラ付きスマートフォン、4G以上の通信環境
- ・ 高齢者向けに文字サイズ調整機能を搭載すること。
- ・ コンテンツについては、企業キャラクターの3Dモデルを活用して当該キャラクターが観光案内と企業紹介を行う等、観光資源の解説及び企業PRが一体的に体験できる構成とすること。
- ・ 来訪者がSNS等で発信したくなるような視覚的魅力及びストーリー性を備えること。
- ・ 周遊促進機能として、デジタルスタンプラリー等の機能を実装し、複数地点の訪問を促す設計とすること。
- ・ 周遊用コンテンツの取得時等は、位置情報又は二次元コード等を活用し、不正取得防止対策を講じること。
- ・ データ取得については、利用回数、滞在時間、周遊経路、属性情報等を取得し、個人情報に配慮した匿名のデータとして蓄積すること。
- ・ 分析結果は、定期的に報告し、観光施策の改善に資する形式で提供すること。
- ・ システムは、将来的な拡張性を考慮し、コンテンツ追加や機能拡張が容易な構成とすること。
- ・ 企業協賛型の事業であることを踏まえ、企業の協賛メリット(PR効果等)を最大限に発揮できるコンテンツを企画設計すること。
- ・ 障害発生時の対応体制等を整備し、安定的な運用が可能な体制を構築すること。
- ・ その他、番組タイアップや情報誌、ホームページ及びSNSの活用等、県内外への周知及び集客に効果的な広報について企画設計し、実施すること。

3 委託内容

(1) 事業の企画設計

- ・ 「企業共創ARデザインマンホールによる周遊観光促進事業企画運營業務委託実施要領」に基づき選定された提案書をもとに沼田市と協議し、その協議結果を反映した企画書を作成すること。
- ・ 提案書及び企画書の内容は、本事業のコンセプト、スケジュール(1年目及び2年目)、コンテンツの内容、事業で得られる効果、進行方法その他の事業を遂行する上で必要な事項を具体的に示し、沼田市と協議の上作成すること。

(2) 協賛企業向け説明資料の作成

- ・ 企業協賛を促進するため、企画書を基に、本事業のコンセプト、スケジュール(1年目及び2年目)、コンテンツの内容、企業の参加メリット等を明確に示した協賛候補企業向けの説明資料を作成すること。
- ・ 説明資料には、企業の業種ごとの活用イメージを具体的に提示すること。

仕様書

- ・ 過去の類似事業の実績及び知見を踏まえ、本市の人口規模(約4万人)及び観光特性に適合した企業協賛スキーム及びコンテンツ設計の考え方を明示すること。
- ・ 実績の提示にあたっては、単なる事例紹介にとどまらず、当該事業において得られた成果、課題及び改善点を整理した上で、本事業においてどのように活用・最適化するかを具体的に示すこと。

(3) ARプラットフォームの提供

- ・ AR表示機能、周遊促進機能、データ取得機能、管理画面等を備えたプラットフォームを提供すること。
- ・ 管理画面においては、コンテンツ等の更新及びデータ閲覧が容易に行える設計とすること。

(4) コンテンツ制作

- ・ 観光資源の解説、企業PR及び観光資源の周遊を融合した観光コンテンツを制作すること。
- ・ 制作にあたっては、観光資源の正確性及び魅力訴求を両立させること。

(5) プロモーション

- ・ SNSやWeb等を活用してプロモーションを実施し、本事業の認知向上及び参加促進を図る施策を実施すること。なお、コンテンツの開始時期が2年目以降となる場合は、2年目の予算を充当する計画としてもよい。
- ・ 沼田市の広報紙「広報ぬまた」や市公式SNS等での発信が必要な場合は、原稿作成を受託事業者が行うこと。
- ・ チラシ等の印刷物を使用する場合は、その作成費用は本業務の契約金額に含むものとし、沼田市は追加的負担を行わない。

(6) 実施準備

- ・ マンホール設置に係る関係事業者等との調整、設置位置の確認、コンテンツ連動テスト等、事業開始に向けた準備を行うこと。
- ・ 位置情報を取得する目的で制作した二次元コードのデータ提供等コンテンツに関連するものを除き、実際のマンホールの制作及び設置等は、本業務に含まれない。

(7) 運営・保守

- ・ 事業期間中のシステム運用、問い合わせ対応、障害対応等を行うこと。安定稼働を確保するための監視体制を整備すること。

(8) 効果測定及び分析

- ・ データを分析し、周遊傾向、改善点等を整理した報告書を作成すること。
- ・ 観光施策への活用を前提とした分析を行うこと。
- ・ 適切な方法で事業の効果測定を行い、実施結果報告書を作成すること。

(9) 持続可能性設計

- ・ 企業協賛の継続獲得モデル、将来的な自走化に向けた運用設計、他施策への展開可能性について提案・整理すること。

仕様書

(10) リスクマネジメント

- ・ システム障害等のリスクに対する対応方針を整理し、事前対策及び代替手段を確保すること。

4 費用

契約金額は、本業務の遂行に直接必要な経費の積算によるものとする。

5 業務成果の取扱い

(1) 業務成果の報告

委託業務が完了したときは、実施結果報告書のほか、沼田市所定の業務完了報告書を提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

ア 本業務により制作された成果物(システム、プログラム、データ、コンテンツ、報告書等)の所有権、著作権及びその他の権利は原則として沼田市に帰属する。ただし、受託者が従前から保有する技術及びノウハウについてはこの限りではない。受託者は、本業務により取得したデータを適切に管理し、第三者への提供又は目的外利用を行ってはならない。また、個人情報については関係法令を遵守し、適正に取り扱うこと。成果物に第三者の著作物が含まれる場合は、当該著作物の著作権は従前の権利者に帰属するが、沼田市はこれを無償・非独占的に使用できるものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。

イ 受託事業者は、制作物を改変した上で、他事業で利用することは可とするが、成果物をそのまま利用することはできない。

ウ 受託事業者は、著作者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、責任者を置き、沼田市と常時連絡が取れる体制とする。
- (2) 受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、沼田市の承認を得ること。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (4) 契約書や仕様書に疑義が生じた場合は速やかに協議すること。
- (5) 関係法令を遵守すること。
- (6) 契約終了後も監査等に協力し、関係帳簿は、事業完了の翌年度から10年間保存すること。
- (7) 業務上知り得た秘密や個人情報は、契約期間後も第三者に漏らしてはならない。

7 その他の事項

- (1) 業務の全部を一括再委託することは認めないが、部分的な再委託が必要な場合は、沼田市に事前承諾を得ること。
- (2) 個人情報を扱う場合は、関連法令を遵守すること。
- (3) 記載のない事項は、沼田市の指示に従うこと。
- (4) 第三者との紛争は、受託事業者が責任をもって解決すること。